

第 19 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（小石委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第 26 号議案「芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部改正する条例の制定について」は、市議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

それでは、審議に入ります。日程第 1、第 26 号議案「芦屋市民会館条例及び芦屋市立公民館設置条例の一部改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

市民センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。ここで確認したいのですが、使用に耐えないものに対しての廃棄の扱いは、どのような形ですか。

市民センター長) 例えば 7 ページのイの表のうち、大ホールの特設花道、松羽目、掲示板などは、もう使えない状態ですので、これらについては条例を改正した後に廃棄する予定です。

その下に記載されているピアノのベーゼンドルファーMOD

225については、ルナ・ホールではなく、美術博物館にあるので、そちらに移管します。これは使える状態ですので、美術博物館のコンサートで使用する予定です。

他に、オープンリールテープレコーダー、DATレコーダー、MDデッキなどにつきましては、貸出頻度が稀なものではありますが、しばらく保管しておき、実際は無料貸し出しをすることになると思いますが、貸出状況を確認しながら廃棄するという形になります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 貸出しの実績がないということは、いつごろからですか。

市民センター長) 私が着任してから5年ぐらいは多分使っていないと思います。

浅 井 委 員) そうですか。では、それ以前は使われていたということですか。

市民センター長) それ以前の記録がありませんので、わかりません。

木 村 委 員) 特設花道や松羽目は、能や歌舞伎をするときに使うものですか。

市民センター長) はい。

木 村 委 員) 能や歌舞伎の申し込み自体がもうないのでですか。それとも、もう古くなってしまっているからということなのでしょうか。

市民センター長) ルナ・ホールの主催事業として、能・狂言の会を実施しておりますので、使用の機会がないというわけではございません。しかし、イベントを実施する場合にこれら特設花道や松羽目は、物品自体はあるのですが使える状態ではありませんので、実際は使用せずにイベントを実施しております。これらの貸出し用

備品を使用せずに花道を別途作ったり、他から持ち込みを行う場合もあり、現在はそのような形でイベントを実施しております。

木村委員) 今後、幾らかかるのかわかりませんが、新しいものを購入する場合もあるのですか。現在の物はもう古くなって使えないので、廃棄するしかないですが、場合によっては新しいものを買う可能性もないわけではないということによろしいですか。

市民センター長) 現在の利用実態からしますと、持ち込みが主流になっています。

浅井委員) しかし、利用者にとって持ち込みは結構お金のかかることだと思います。現在余り使われていないので、今後も使わないだろうから購入はしないという理由であれば、少し違うと思います。壊れてしまっているのですか。

市民センター長) 壊れています。

浅井委員) では、使えない状態なのですね。しかし、今後も芦屋の能鑑賞会などはずっと続いていくと思うのですが、そのようなところで必要となったときに、舞台設備として置いておかなければならないという考えはないですか。

市民センター長) 利用実態からすると、その考えはありません。

小石委員) イメージがなかなかかわからないのですが、花道はどこにどのように設置するのですか。

市民センター長) 普段使用することがありませんので、正直なところご説明が難しいです。

浅井委員) かつて、円形の舞台として全国でも珍しかったと記憶しています。私が知っているだけでも、左右はね上げたりして島の

ような形にするなどの演出は活発に活用され、全国的に注目されていたホールだと思います。しかし、現在は残念なことになかなかそのような使われ方をしなくなりましたが、この装置を使用する催しを誘致するなど、ルナ・ホールをもっと活用するという考え方はできませんか。

市民センター長) 委員がおっしゃるように、舞台を中央部に持ってくる装置は、かつてはついていましたが、今はそのようなものがないので過去に使用していた使い方は現実問題できません。

教 育 長) 浅井委員がおっしゃったように、昔はステージの真ん中が島のようになっていました。舞台の形を変えたのですね。

市民センター長) 以前の改修工事でその機能を取り去りました。委員がおっしゃった形で使ったのは過去に1回しかないと聞いております。

浅 井 委 員) ベーゼンドルファーは美術博物館にずっと前から置いています。これはどのような経緯で移動したのですか。

市民センター長) ベーゼンドルファーについてはもともと美術博物館で購入したと聞いております。市民センターやルナ・ホールでも使用できるようにしたらどうかということで条例改正して、料金設定しましたが、余り利用がありません。

浅 井 委 員) では、ベーゼンドルファーの台数は1台で、現在は美術博物館に置いているということですか。

市民センター長) そうです。実際は美術博物館に置いています。市民センターの備品として、備品台帳にベーゼンドルファーは美術博物館に設置していると記載しております。

浅 井 委 員) では、ルナ・ホールが所有しているのですか。

市民センター長) はい。条例で定められているとおり、市民センターの備品

です。

浅井委員) しかし、美術博物館で購入したものですよね。

市民センター長) そうです。

教育長) この議案が可決された場合、美術博物館の備品台帳にベーゼンドルファーが書き込まれるのですね。

市民センター長) 移管するという形になります。

教育長) 移管して、備品台帳に記載されるのですね。

浅井委員) わかりました。

木村委員) 16ページから17ページの電気代の記載について、現行では実費を徴収するとありますが改正案ではこの文言は削除され、陶芸窯については別にガス代を徴収するとなっていますが、これは毎回使った分の電気代を計算するのが煩雑であり、実際に使用料金が少額であることから削除するということですか。

市民センター長) かつては冷房を使用した場合、料金を徴収するという条例の規定がありましたが、時代の背景もあり、そのような規定がなくなりました。しかし、この電気代の使用料金についての規定は残っている状態です。

部屋で大量の電気を使う場合は、使用者からブレーカーが落ちるのではないかという申し出がありますので、このくらいだったら使えますという形で事務局は回答しています。しかし、実際問題として、部屋の扉をあけて使っているかまでは確認しておりませんので、必ずしも料金徴収しているわけではありません。使用者から使っているとの申し出がある場合は、当然のことながら使用料をお支払いいただくこととなりますが、扉をあけてまで使っているかどうかの確認はしておりません。

木 村 委 員) わかりました。

浅 井 委 員) 設備として大ホールはいろいろな機材が置かれていますが、小ホールは機材がとても少ないですね。例えば照明装置もスポットライトと増設ライト程度です。ですので、大ホールの使用がない場合、小ホールに大ホールの設備である照明機材などを貸出すことは可能ですか。

市民センター長) 条例上の規定がありませんので、貸出しはできません。

浅 井 委 員) 他の多くのホールでは、大・中・小のホール内での機材の移動や貸し借りはできると聞いております。貸出すことで、利用者の利益にもつながりますし、少額だと思いますが貸出すことで利用料も徴収することができるということになりませんか。

市民センター長) 規則上はできないです。

教 育 長) 今、条例上はこのような形ですが、もし可能であるならば、利用者にとってどうすることがいいのかということを検討していかなくてはなりません。教育委員会として市民の皆さんの利用を図る意味においても検討する必要があると思うのですが、社会教育部長はどのような見解ですか。

社会教育部長) この条例の規定では貸出しが不可なのか、確認をさせていただきたいと思います。

浅 井 委 員) お願いします。

小 石 委 員) すごく高価なものでしたら両方で使えるようにした方が良いでしょうと思いますが、それほど高価ではないものでしたらそれぞれのところに置いてもいいと思います。どこか一定の場所で管理しているものではなく、それぞれのホールに置いてあるものですよね。

木村委員) 　例えばマイクロホンやCDデッキなど、移動できるものは両ホールで共用するといいと思います。ですから、そのようなものがどれだけあるのかということだと思えます。

小石委員) 　使用頻度にもよると思えます。頻繁に使っているのなら、それぞれのホールに置いてあってもいいと思えます。移動できるものでもめったに使わないものならば、臨機応変に必要なときに借りればよいと思えます。移動させて使用した後、元の場所に返却されているのかという管理上の問題だと思えます。

木村委員) 　例えば16ミリ映写機は、大ホールにはありますが小ホールにはありません。16ミリは移動できると思うので、もし小ホールで使いたい場合に使えないということであれば、そこは規定や運用を改める必要があると思えます。そのようなところを御確認いただき、不本意な運用実態になっているのであれば、それは条例や運用を改正するなど、検討する必要があると思えます。

市民センター長) 　附属備品で、どちらの部屋の利用者に優先権があるかを定める必要があるため、どこの部屋で何を使うというのをある程度決めておかなければいけません。ですから臨機応変に対応するということは、なかなか難しく、一定規程するのであればどちらの利用者にその備品を貸出すのか決める手段も含めて検討が必要です。

教育長) 　そうですね。市民センター長のおっしゃるとおり、そもそもその部屋に設置しているなら、当然その部屋に優先権があると思うので、一度整理をしてみるべきだと思えます。

小石委員) 　市民センター長がおっしゃるように、よく使うものはそれ

ぞれのところに置いておかないといけないですし、めったに使わないものならば移動させてもいいと思います。

浅井委員) 今、ルナ・ホールは保全の改修工事をしてありますが、芦屋市は市立ホールがルナ・ホール1つだけです。ホール入口のホワイエは結構雰囲気のある空間だと思うので、かつては音楽会や演劇が行われていたように、こうしたスペースもホールに準じるような形でいろいろな催しをするのもいいと思います。これは私の思いですが、市立ホールとして200～300人規模の中ホールがあれば利用しやすいのではないかとかねてより考えておりました。これは多くの市民の方の願いでもあると思います。しかし、そのことがすぐには難しいのであれば、ホワイエなどをうまく有効に利用することで、芦屋の文化の発展につなげることができないかなと思うので、前向きに考えていただいてもいいかなと提案をさせていただきました。

市民センター長) ホワイエにつきましては吉原治良の作品ですので、市主催のイベントの見学会などでも時々使っております。

小石委員) そこでコンサートなども行われるのですか。

市民センター長) 音を出すと小ホールに響いてしまうこともあるので、少し難しいです。使いたいという需要はあるのですが、ホワイエでできることをある程度決めておかないといけないと思います。例えば、集会を開くことは、設置目的と少し違ってくるので、難しいと思います。

小石委員) そのような集まりは市民センターでやればいいと思います。

市民センター長) 自由にやりましょう、貸出ししましょうということは多分だめだと思います。

教 育 長) 市の公共施設全般に言えることですが、他に迷惑がかからない範囲の中で、本来の使い方を少し工夫することによってよい効果が生まれるならば、一考する値打ちはあると思います。例えば、市役所の1階で職員が演奏会を開いてくれました。他には図書館では階段のところを使ったライブラリーコンサートが行われています。そもそもそこは演奏会場ではありませんが、何か一工夫があり、やり方と方法を考え、館長が大丈夫だと判断できるようなものであれば実践してみてもいいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<非公開審議 終了>

教 育 長) 閉会宣言